

《 富士市地区まちづくり活動推進条例の愛称案一覧》

資料No.3

No	愛称案	解説
1	まち条例	まち課・まちセン・まち条例、で呼び易いと思います。
2	まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・よりわかりやすくシンプルに「まちづくり条例」とした。 ・こうあるべきだという理念がミスリードとならないようわかりやすく「まちづくり条例」とした。(重みがあるんだというメッセージが伝わることが大切である) ・誰にでもわかりやすい短縮のしかただと思います。
3	富士市まちづくり条例	住民に理解しやすく、明解に「富士市まちづくり条例」としました。
4	ともにきずく富士市まちづくり条例	条例制定後、より多くの市民に浸透させて、実際の行動につながるようにしていくため、わかりやすく自分ごととして捉えてもらうように「ともにきずく富士市まちづくり条例」とした。また「ともにきずく」は優しい印象になるように、あえて平仮名表記とした。
5	まちづくり ^わ 条例	わ(なごむ心)、話(会話)、羽(跳ぶ)、輪(丸い)、環(つなぐ) 等と考えた時、和の心が協力・強調へと繋がると思いあえて「わ」を入れてみました。
6	元気なまちづくり条例	中学生にも親しみやすく、わかりやすい、単純明快に「元気なまちづくり条例」とした。解説=これからの「まちづくり」は、中学生の年齢から自分の住んでいる地区のことに興味を持って知ってもらう必要がある。今年の参議院選挙から、18歳以上に選挙権が与えられ、市会議員県議会議員、知事、国会議員の選挙で投票が義務づけられた。例えば、身近な市会議員選挙において地区のことに興味のない高校生等は、誰に投票してよいか判らないのが現状です。私たち、大人の目線ではなく、将来「元気なまち富士市」を目指すためにも、中学生に親しみやすい「元気なまちをみんなでつくる」そのための愛称を「元気なまちづくり条例」とした。